

日本醫史學雜誌

第 7 卷 第 4 号

昭和 32 年 3 月 20 日 発行

第 59 回 日本医史学会総会講演要旨

- 特別講演……………(1)
江戸幕府時代における朝廷の医療制度……………山崎 佐…(1)
宋代の医書校勘について……………岡西為人…(13)
一般講演……………(17)
-

昭和 32 年 3 月 31 日 (日) 開催

会 場 大阪大学医学部附属病院 4 階 講堂

会 長 中 野 操

通 卷 第 1346 号

日 本 医 史 学 会

東京都板橋区大谷口町 724 日本大学医学部内山生理

振替口座 東京 15250 番

新型V.B₁製剤

アリナミンは従来のV.B₁剤に比べて次の特長がある。

- ① 体組織との親和力が強く、各臓器中へ高濃度に移行し、長時間体内に留り作用する。
- ② B₁の血中濃度は勿論、血球中濃度も速かに、著しく上昇する
- ③ コ・カルボキシラーゼになり易い
- ④ 服用量に比例し殆ど吸収される
- ⑤ アノイリナーゼ(B₁分解酵素)で破壊されない。

神経痛・リウマチ・神経炎・手術後の神経障害
 顔面神経麻痺・視神経炎・脚気・脚気様症状・食欲不振・便秘・疲労回復

アリナミン「タケタ」

注射液 (1CC = 5mg) 10管・50管
 糖衣錠 (1錠 = 5mg) 30錠・100錠・300錠



Reserutin

POWDER

脳溢血(予防)高血圧に

三六製薬株式会社

セルペンチーナアルカロイドとルチン合剤

レセルチン末

セルペンチーナアルカロイドは心悸亢進、頭痛、眩暈等の自覚症状を早期に消失せしめ、血圧降下も遅効性（3～6日後）であるが反面持続は長期に亘り殆んど副作用はない。

加えるに心搏緩除作用と鎮静、催眠、満足感を与えしめ心悸亢進、苦悶を伴う動揺性の高血圧に著効を奏する。

之れに毛細血管補強作用を有するルチンの至適量を加えて脳溢血の予防、高血圧治療剤として広く医界に提供好評を博しつつあるものであります。

製造元 杏林製薬株式会社
販売元 杏林薬品株式会社

東京都中央区日本橋本町四丁目六番地

最も進歩的な
充実無比の内容で定評ある！

月刊・総合医学雑誌

最新医学

前金予約購読料（概算）半年分 1,000円・1年分 2,000円

（前金予約に限り送料は本社で負担します）

大阪市東区道修町
三丁目二〇

最新医学社

振替口座
大阪113313番

和漢洋古典籍専門取扱

漢方医書・蘭方医書目録発刊

中尾松泉堂

大阪市東区淡路町四丁目三

御堂筋ガスビル東二丁目南入西側

TEL 北浜 (23) 8797

第五十九回 日本医史学会総会講演要旨

特別講演

江戸幕府時代における朝廷の医療制度

山崎佐

Medical System of the Emperor's Government in the Era of Tokugawa Shogunate (Tasuku Yamazaki)

総説

第一 朝廷の医療制度については、奈良朝から江戸期前までは、相当に研究もされ、論著もあるが、江戸期に至つては、殆ど研究の発表がない。その所以を惟うに

一、江戸幕府時代では、幕府を憚つて真実の意見が述べられなかつたし

二、明治に入つては、朝廷を憚つて思うことが言えなかつた。

三、また研究すべきほどのすぐれた医者もいなければ、医

説もなく、医療制度も殆ど整つていなかつた。

四、なお研究したくも、史料が殆ど門外不出であつた。朝廷の医道を司つていた錦小路家及び小森家の累代は、おおむね凡庸ばかりであつたのみならず、その記録は殆ど発表されなかつた。僅かに禁裏の医師の家庭生活的な記録が断片的に散見したのみであつた。

そこで苦心してようやくひそかに研究して見たところ、江戸幕府時代における朝廷では、その医学も、医療制度も、特に研究に値するほどのものがないということがわか

つた。

第二 この演題につき『江戸時代の』とだけいつたのではこの時代における朝廷独自の医療制度ということになる。しかしこれでは言い足りないものであつて、江戸時代の朝廷の医療制度は、江戸幕府の支配下の医療制度であつたのであるから、これを現わすためにことさらに『江戸幕府時代における朝廷の医療制度』といつて、幕府の支配下の制度であることを表現しなければならぬのである。

第三 江戸期における朝廷の医療制度は、結局、徳川幕府の朝廷に対する施政方針によつて形成されたというところに特殊性があつて、それがために朝廷にはすぐれた医家もおらず、朝廷独自の医療制度もなかつた所以であらう。

鎌倉、室町、安土、桃山の武家政治時代において、朝廷が甚しく式微したことはあつたが、朝廷を自己に隷属せしめて配下としては扱わなかつた。

しかるに家康は、天下の政權を掌握すると、権力者の総べてを自己の配下に隷属せしめることとして、少しでもこれに背くものは……いかなる近親でも……徹底的に糾弾して廃滅せしめた。これは徳川幕府の施政の至上的な大方針であつて、朝廷に対しても、同様であつた。朝廷の医療制

度も、この方針の下に形成されたのであるということを知らなければ了解することができないのである。

かくのごとく朝廷を幕府政權の配下に置いて隷属せしめた事実として、次の三つをあげれば十分であらう。

一、公家法度

家康は政權を把握すると直に天皇を羈束し、天皇に命令する法令を發した。それは慶長二十年七月十七日（すなわち元和元年、一六一五）二条城で公表した「公家法度」十七カ条であつて、その第一条天子御芸能之事として

第一、御学問也、不学則不_レ明_二古道_一而能_レ政致_二太平_一未_レ有_レ之也貞觀政要明文也。

寛平遺訓雖_レ不_レ窮_二經史_一可_レ誦習群書治要云云
和歌自_レ光孝天皇未_レ絶、雖_レ為_レ綺語_一我國習俗也

不_レ可_レ棄置云云、所_レ載_二禁秘抄_一習学專要候事（駿府政事録）

とて幕府の法令で天皇の行動につき指令したのは、前代未聞のことであつて、天皇を自己に隷属している配下であると考えなければ、かような法令は布達されるわけがない。

この条は、後世に至り、臣下として、天子の学問芸能のことを条目に規定して指令したのは、非礼であるとして、

非難の的となつたものである。なおこの「公家法度」には
 第四条、撰家たりとも、その器用(量)無き者は三公撰
 閑に任ぜらるべからず、況やその他をや

第五条、器用(量)の御仁体は、老年におよばざると雖
 も三公撰閑辞表あるべからず、但辞表ありと雖も再任あ
 るべきこと

幕府の意に叶わないものは不器量とし免職せしめるな
 ど、朝臣の任免の権を幕府が掌握した。「九条道房記」寛
 永十一年正月の条に、高位高官の任免については、所司代
 をして関東の内意を伺わしめたとあるとおりであつた。

第七条、武家の官位は公卿当官の外たるべきこと

とて武家の叙位叙官は、幕府で処理して、公卿の当官に
 は関係がないことを明かにして、朝廷と諸国諸大名との関
 係を断ち、幕府の権力を張つた。かくて武家の叙位は、四
 代将軍家綱の頃までは、先づ朝廷に具申して後に幕府から
 叙任したが、五代綱吉以後は、先づ幕府で叙任した後に、
 朝廷に報告し、それから口宣位記を関東に送るなど、総べ
 ての政権は関東が中心となつた、このほか

寛永三年十月五日(一六二六)中宮御所御制法(十五カ
 条)、(くすしのこと、参内のともがら豊前守、越後守(京

都御所附人、幕臣)常にある所までまいるべきこととて、
 医師などの天皇への接近も幕府の附人が監督することとし
 ている)

同日、中宮御所女中法度(五カ条)

明暦元年正月十一日(一六五五)新院御所御定目(六カ
 条)

寛文三年正月二十九日(一六六三)禁裏御所御定目(八
 カ条)

寛保二年(一七四二)紫宸殿御条目(三カ条)

寛永二十年九月朔(一六四三)禁裏附役人令条(十六カ

条)

承応四年正月十一日(一六五五)条々(九カ条)

寛文四年八月五日(一六六四)条々(八カ条)

寛文八年三月二十八日(一六六八)覚(七カ条)

正徳五年(一七一五)条々(六カ条)

寛保二年(一七四二)条々(十カ条)

等幕府が朝廷を支配し種々指令したところからして、朝
 廷の医療制度もこの思想の下に制定されているのである。

二、梅宮一件

徳川和子は慶長十二年秀忠の女として生れた(母は淀君

の妹崇源夫人)。家康は、和子が生れると直に入内のことを考えて種々内談を始め、慶長十七年関白鷹司信尚と大休話がきまり、慶長十九年四月後水尾天皇の皇后として入内の内旨が下つた。

ところが十一月大阪の冬の陣が始り、翌年五月夏の陣が始り、七月元和と改正し、元和二年(一六一六)家康が死去し、三年後陽成院の崩御等のため、順次式が遅れて元和四年ようやく入内の式をあげることとなつた。

ところがこれより先き四辻公遠の女が後水尾天皇に仕えて『およつ御寮人』といい、皇男子加茂宮を生み(第一皇子であるが、皇室御系図、本朝皇胤、紹運録等に記載がない。元和八年十月二日五歳で死去した)元和五年六月二十日皇女梅宮を生んだ(本朝皇胤等に記載がある)。梅宮は寛永八年七月二十七日(一六三一)十三歳で鷹司教平に配せられたが、十六歳(寛永十一年)離別となり爾来『男身を受けざるを恨みとし』て尼となろうとしたが、これも許されなかつた。

かくのごときは僅かに一例に過ぎないが、江戸幕府は徳川家と姻戚関係のない皇胤の繁栄することを甚しく嫌忌し、これに対し種々圧迫した。されば朝廷の健康保持、疾

病治療に関する医療制度を自己の配下において種々干渉指令したことは、当然のことであつたのである。

三、朝廷の薬種栽培に対する干渉

三代将軍家光が寛永十五年(一六三八)江戸に南北薬園を開いたので、同十七年(一六四〇)京都愛宕郡紫竹大門村の、曾つて秀吉が築造した御土居の南、若丹街道に沿うた高燥の地に薬園を開設した。これを鷹峰御薬園といい、幕府の医官藤林道寿綱久を薬園預りとして居住せしめ、またその北方に土岐芳庵御預りの薬園をも開いた。(しかし土岐は江戸詰めとなつたので元禄十一年(一六九八)鷹峰と合併した)

かくのごとく京都御所の附属として薬園を設けたことは、至極結構のことのようではあるが、

享保十一年(一七二六)禁裏へ納入した薬種は全部少量づつその見本を江戸へ送るべきことを命じた。

また延享二年(一七四五)四代道寿が江戸の帰途に駿河薬園に立寄つて朝鮮人参の苗の分与を受けてきて鷹峰薬園で栽培し、朝廷の人参御用をつとめていたところ、寛政四年十一月(一七九二)五代惟寧のとき所司代より鷹峰薬園における人参栽培は禁止され、その跡に他の薬

草を植うべしと命ぜられた。

これ等によつても、朝廷の医療制度が、極度に江戸幕府の干渉を受けていたことがわかるのである。

本 論

第一節 朝廷の医官

一、奈良朝から平安朝時代の朝廷の医官は（拙著「江戸期前日本医事法制の研究」四三乃至五〇頁参照）中務省にあたる内薬司に天皇側近の医員として内薬正、内薬佑、内薬令史、侍医をおき、後宮職に尚薬、典薬、女孺があつたが、これは寛平八年（八九六）典薬寮に合併された。

宮中外のものとして典薬寮に、

典薬頭、典薬助、典薬允、典薬大属、典薬少属、医博士（女医博士）医師、医生、針博士、針師、針生、按摩博士、按摩師、按摩生、呪禁博士、呪禁師、呪禁生、薬園師、薬園生

があり、典薬寮の外局の医員として、

左右衛士府医師、衛門府医師、左右兵衛府医師、舍人寮医師、太政官医師、右馬寮医師

その他臨時に任命した医員には、

大宰府医師、按察使医師、鎮守府医師、節度使医師

などがあつた。このほか天長二年十一月二日（八二五）

太政官符を以て施薬院に使、判、主典、医師の専任職員をおいた。これ等の任免黜陟は皆朝廷で処理したものであつて、その系統は頗る整然としていた。

二、鎌倉時代における朝廷の医官は「官職秘鈔」下（前記拙著三五二頁参照）によると典薬寮に

頭、助権、大小属、医師、医博士、権、針博士、権、侍医、権、女医博士、諸衛医師、外に施薬院使

とて非常に減少した。

三、室町時代では「百寮訓要抄」（前記拙著三九〇頁参照）の典薬寮の条に、

頭助、権助、医師、医博士、権医博士、針博士、侍医、権侍医、女医博士、権女医博士

など更に減少し、かつ頗る乱れてきたが、それでもなお朝廷の任免した医員が備わつていたのである。

四、江戸時代における朝廷の医官としては、

典薬頭は、「百薬訓要抄」にも、『第一の医師四品以上の者必是に任ず当道の極官也、殊に名譽の輩をえらばるべし』とあつて、大宝養老令以来必ず一人を任命して、頭には同

時に二人はなかつた。ところが丹波家が錦小路と小森との二家に別れたので、両家に同時に頭を授けたので、二人の典薬頭が併立するという奇現象が生じた。しかし錦小路の方は安永五年五月十八日（一七七六）頼理が辞任してから後は叙任がなかつたので絶えたが、小森家の方は文久二年の「雲上明覽」に頼之が六十五歳で『從四位上典薬頭』との記録があるので後代まで続いたわけである。

元来典薬頭は、朝廷の医官にのみ限つた官職であるところ、これが二人並置するという態度を生じたのみならず、江戸幕府では天和元年の武鑑では

千二百石 今大路延寿院僧都道三
千五百石 半井通仙院法印 驢庵
五百二十石 三雲院施薬院 僧都

とて、まだ典薬頭をおかなかつたが元祿十年の武鑑では千五百石典薬頭通仙院僧都法印半井驢庵 千石典薬頭延寿院僧都法印今大路道三禁中付 五百石三雲施薬院僧都法印

とて典薬頭を潜称したのみならず、同時に二人並置した。これを両頭といつた。

この外医博士、典薬権助、典薬大允、権医博士、権針博

士、典薬少属、医生などが在官したこともあつて、わずかに医官の根跡を残していたという有様であつた。

されば「皇国名医伝」が江戸期における朝廷の医員について

野間寿昌院玄琢世謂之附禁裡醫師

其子成大詔至京師擢御医

山脇養寿院道作為御医久之任尚薬

養甥玄修為嗣為附禁裡醫師

村上春台院叙法眼任尚薬

荻野元凱仕朝進左衛門尉拜典薬大允

和田泰純寛政中徵為御医叙法橋

賀川満貞為女医博士

とて、荻野元凱につき典薬大允、賀川満貞につき女医博士と書いてあるばかりで、その他は禁裡医師、御医、尚薬とのみ書いていて、医員としての正式の名称を用いていないのみならず、その数もわずかに八名に過ぎないところからしても、江戸期における朝廷の医員は殆ど体になしていないかつたというべきである。

第二節 医官の任免と秩祿

典薬頭の頭、助は、代々上賀茂の世家である藤木二軒で

持つことになつては、殆ど医道に通じていなかつたことは自分自身でも記載してゐるとおりであつて（錦小路家文書）、單なる形式官に過ぎなかつた。そのため安永五年頼理が典薬頭を辞任してからは後任の任命がなくなつた。医博士と侍医との叙任についても、何度懇請したが、遂に採用されなかつた。しかし針博士と權針博士も、二軒で担当するのであるが、これは本當に針術ができたようである。

典薬寮の頭、助の身分は、諸大夫で六位の藏人に過ぎないので、高位高官というわけでないが、頭となると、日本國中の医師の總取締をするので、多額の収入があつて有福だといふ評判であつた。

その他の禁裏医師は、藤木二家を合して旧家三十軒（後記のとおり）新家十軒で担当することになつてゐるが、これらは総べて町の開業医であつて、すなわち町医が禁裡医師の名を受けて、朝廷の医療を担当してゐたといふわけである。恰も今日町の開業医が、小学校の学校医を担当してゐると同じようなものである。（秩祿の高からいつても仕方がない）

旧家は、法体で、法橋から法眼、稀れには法印に進むものもある。法橋は六位、法眼は五位、法印は四位に各相当

するのであつて、室町時代の僧官僧位よりは甚しく低いのみならず、この頃は最早官位に秩祿が随伴しないことになつていたので、五位四位といつても俸祿は別にきまるのである。

朝廷の御神事には法体では御門内に入れないので、付鬻をして冠を頂き、位相當の袍を着けて拝診した。しかし天保年代以後旧家の多くは髪を蓄えて俗体となり、新家同様の官位を頂いたが、中には維新まで法体で通した医師も数人あつた。

禁裡医師という名を賜わるからには、天脈を拝診するものが本筋ではあるが、後記のごとく拝診せずして、そのまま終るものもある。就中重大なことは、拝診と秩祿とは、全然別のことであるといふことである。拝診しても俸祿のない場合があり、これと反対に俸祿を頂戴しても、全然拝診しないことがある。これは、拝診は朝廷のお思召によつて命ずることであるが、秩祿は江戸幕府から授与するのであつて、普通は禁裡附人（すなわち幕府の役人）が授与し、特別の俸祿、賞与は所司代の役邸で、所司代から授与することになつてゐた。かくのごとく禁裡医師の俸祿は朝廷から給与するのではなくして、江戸幕府から給与するのであ

るということを抱くまでも示すところに、江戸期における朝廷の医療制度の特長があるわけである。

俸禄は、典薬権助藤木だけが三十石という高禄であるが、普通一般は後段に記述するとおり一人扶持から五人扶持までであるが、稀れに藤木伊勢守が十人扶持、仙寿院法眼が二十人扶持、保生院法眼が三十人扶持という例外もある（嘉永二年八月改記）

父が拝診していると、その相続人は最初から医師に補せられるのが普通であるが、始め医生として詰所に詰めていてその中に医師に取り立てられるものもある。ときには詰所詰めのまま終るものもある。賀川は産科であるから天脈拝診ということがないので、その相続人は必ず医生から入つて後に医師に昇進することになる（天保八年二月一日記録 典薬寮医生賀川従六位下満崇若狭介四十二とあるのはこれである）

これら医官の助手として『史生』と『小間使』とがある。

同記録に『典薬寮史生』として、

日比野平孔武飛駅目四十六

大津留大神惟筑前目三十一

とある史生は、小森の家来で、交代に小森邸に詰めて執

筆の役をするものである。

『小間使』というのは、旧家三軒新規二軒の五軒が組んで三番に出勤せしめ、御内儀から出る文箱を女孺から受取つて使番に渡したり、拝診のため毎日出頭する医師の葉籠の持ち運びや受け渡しをしたり、奏者所閉鎖後に来た使者に面会し、奥へ差出すものを受取つて御錠口へ廻したり、命婦、女蔵人、御差などが外出する時に輿脇の供をするのであつて家禄は五石二人扶持で役料はない。

第三節 丹波家のことも

一、丹波氏内の錦小路家につき朝廷の職員録には

弘化二年（一八四五）雲上明覽大全丹家、錦小路中務少

輔ヨリフツ頼易 四十一

嘉永二年（一八四九）万世雲上明鑑丹家、錦小路中務少

輔ヨリフツ頼易 四十五

嘉永六年（一八五三）雲上明覽大全丹家、錦小路大夫頼

徳ト 十七

文久二年（一八六二）雲上明覽大全丹家医道御家、錦小

路馬頭頼徳ヨリトミ 二十六

慶応元年（一八六五）雲上明覽大全丹家、錦小路従五位

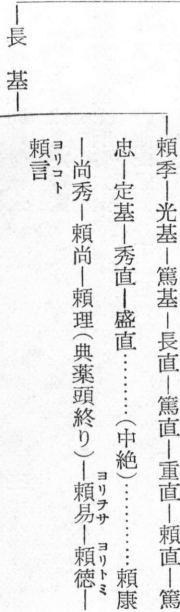
下頼言ヨリコト 十四

慶応四年（一八六八）都仁寿喜丹家医道家、錦小路丹波権介頼言ヨリコト 十七

とて医家では、堂上家としてはただ錦小路家のみが記載してある。そのため維新後は旧堂上華族として子爵となつた。

二、丹波氏が錦小路と小森との二家に別れたが先祖からの系図は（弘化二年の「雲上明覧」の記載参照）

高貴王―志拳直（住丹波国賜坂上姓）―駒子―弓束―首―孝子―大國―康頼（賜丹波宿禰）―重明―忠明―雅忠―重康（錦小路）―重頼―基康―頼基―



（小森家）

三、この中錦小路家だけがどうして堂上家となつたかとい

うに（大正八年六月三日下橋教長氏講述「維新前の宮廷生活」参照）六位藏人は定員は四人で、これを『六位の職事』

といい、六位ではあるが殿上人で藏人頭（五位藏人）の下役で毎日御所内の詰所へ出勤し、役料は百石である。六位藏人の一番下が新藏人、その上が氏藏人とて、この間は丹波であれば『丹藏人』というように本姓を称し、その上が『差次藏人』、一番上を『極蔭』という。六位はすべて纏袍であるが、極蔭になると天皇の御召しになる山鳩色の御袍を拝領し、これを麴塵の御袍といつて毎日着て出勤する。

極蔭を自分一代で三度か、または父子孫三代続いて勤めると堂上家に取立られることになつてゐる。六位藏人は大体一段につき十年かからなければ新、氏、差次、極蔭と順々に上られないので、極蔭になるまで三十年かかる。そして極蔭になつて四十年目に新藏人に戻つて、また三十年、これを三度繰り返して勤めると堂上家に取上げられるといふことになつてゐるのである。従つて一人で三度極蔭をくり返して勤めることは殆ど不可能であるが、父子孫三代続いて極蔭を勤めることは必ずしも不可能なことではない。土御門、倉橋、慈光寺や丹波氏の錦小路もこの方法で堂上家となつたわけである。

四、ところが、親子三代で続いて三度極蔭を勤めたので当然堂上公卿になれるわけであるがわざわざこれを断つたものもある。同じ丹波家でも小森の方はそれであつて弘化二年の「雲上明覽大全」には

六位藏人四人

丹藏人

小森典藥助丹波頼永

正六位上左將監

嘉永六年雲上明覽大全

典藥寮 丹波氏家領三十二石余

小森典藥頭頼之朝臣

従四位上

同 典藥助丹波頼愛

正六位上

文久二年雲上明覽大全

典藥寮 丹波氏家領三十二石余

小森典藥頭頼之朝臣

従四位上

同 典藥助丹波頼愛

正六位上

慶応元年雲上明覽大全

典藥寮 家領三十二石余

小森典藥助丹波頼愛

正六位上

二十四

とて藏人を勤めていて疾くに堂上家となる資格は十分にあつたが、強いて御辞退した。というのは小森家は家禄として三十二石余を貰っている上に藏人を勤めていけば、藏人の役料百石の増加収入がある。しかるに、堂上家となると、この藏人としての役料百石を失うことになるので、どうしても堂上公卿にならなかつた。その当時は極めて利口の方であつたが、維新になつた際同じ丹波氏でも、錦小路家の方は堂上家であつたので、子爵となつたが、小森家は地下であつたために華族になれなかつたわけである。

第四節 禁裏医師の諸家

禁裏医師には旧家三十軒と新規十軒とがあるがその中旧家につき

- 一、天保八年二月一日の京都御所職名録中、医員は左の三十一名とほかに史生二名がある

典藥寮

二十一

福井需(医博士丹波守)、藤木成一(典藥権助針博士)、高階経宣(典藥大允安芸守)、荻野徳興(権医博士河内守)、太田庭之(典

典藥寮醫師
 北小路寵(大學助)。貞綱(大膳權亮)。伊良子光通(主税助)。藤木成邦(參河守)。福井普(玄蕃權助近江守)。百々博(大隅守)。高階経由(美濃守)。太田成式(出雲介)。豊岡頼文(長門介)。小林具訓(豊後介)。山本隨(安房介)。岡本保三(甲斐介)。御園常則(播磨介)。常時(石見介)。伊良子光教(大炊少允)。中山唾(佐渡介)。山科元淑(丹後介)。河原実辰(能登介)。堤興隆(薩摩介)。杉山篤信(日向介)。

典藥寮醫生
 大町克淳(主計少允)。賀川満崇(若狹介)。奥之紀(常陸大掾)。
 典藥寮史生
 日比野孔武(飛騨目)。大津留惟明(筑前目)。

二、嘉永二年八月(仁孝天皇)改正の「天脉拝診並御匙、御扶持方頂戴年月」によると『当時御医師之輩拝診未拝診御扶持方有無』は左のとおりである。

- 1 三十石(御合力米) 拝診 藤木典藥權助
- 2 十人扶持 拝診 藤木伊勢守
- 3 三人扶持 拝診 藤木三(河守)
- 4 三人扶持 拝診 太田肥後守

- 5 三人扶持(宛行二百表) 拝診 三角典藥大允
- 6 五人扶持 拝診 伊良子主税助
- 7 二十人扶持(永々) 拝診 仙寿院法眼
- 8 五人扶持 拝診 山科典藥少允
- 9 二人扶持 百々典藥大属
- 10 三人扶持 古野法眼
- 11 三人扶持 高階典藥少属
- 12 三人扶持 太田伊豆守
- 13 三人扶持 山科法眼
- 14 三十人扶持(永々) 小林豊後守
- 15 三人扶持 保生院法眼
- 16 三人扶持 山本大和守
- 17 三人扶持 岡本甲斐守
- 18 一人扶持 大町壹岐守
- 19 一人扶持 中山撰津守
- 20 一人扶持 医学院法眼
- 21 一人扶持 山科美濃守
- 22 一人扶持 西尾法眼
- 23 一人扶持 豊岡信濃介
- 24 一人扶持 寺嶋長門介
- 25 一人扶持 荻野越後介

- 26 三人扶持 拜診 藤木土佐介
 27 三人扶持 拜診 山口大隅守
 28 七月銀十枚十二月金壹枚 拜診 親康法橋
 29 三人扶持 福井丹波介
 30 二人扶持 山本泰輔

とて

三十人の内、拜診二十人、未拜診十人、

扶持高 百三人扶持、三十石二百俵、銀十枚金壹枚

医官五人、法眼六人、法橋一人、守十四人、介二人、主

税一人となつてゐる。

三、なお同書には

三輪。山科。上田。山本。百々。生駒。中村。古野。中山。三角。畑医学院。田口。高階。太田。荻野。福井。

岡本。小林。伊良子。山科。山本。馬嶋。山口の二十四家の歴代の経歴と相続並びに拜診の有無及び秩禄の経過等を記載している。

四、これを要するに

拜診しても扶持のないものもあり、扶持があつても拜診しないものもあつて、扶持と拜診とは別個の取扱ひとなつてゐる（一人扶持は米一日五合の割である）

扶持は総べて御附衆（幕府役人）から言渡され、褒美は「関東より」として下賜することとなつてゐる。

仙洞御所の御匙には別な扶持はない。法眼法橋は家名となつていて、その人の力量によつて叙任されるものではない。不行跡があつたときには扶持を召上げて廃家とする。相続は医業の家督相続を願うのではなくして、幕府役人に対し扶持の相続を願うことになるのである。

第五節 禁裡医師のことも

一、所司代板倉周防守重宗が病氣にかかつた時沢山の禁裡医師がいるにもかかわらず態々大坂から古林見宜を招いで診療を受けたこと

二、御医の山脇東洋が刑屍の解剖をして「蔵志」を著したこと

三、和宮が江戸に降嫁をするに際し特に大坂の緒方洪庵を側医として指定したので、洪庵が江戸に下向したこと

四、孝明天皇の崩御と石川桜所との関係

五、西国大名等がしきりに禁裡医師に捨扶持したこと

六、荻野元凱の叙位辞令の形式

七、禁裡医師が遠国大名の需めにより往診したこと

などを考察すれば、禁裡医師の状態が大体わかるのである。（医・法学博士 東大講師）

宋代の医書校勘について

岡 西 為 人

Studies on the revision by the Emperor of the Medical classics in Sung periode. (Tamendo Okanishi)

中国の医学史上宋代は漢代と共にもつとも注目に値する時代であるが、漢代が先秦時代から伝承された雑然たる古い医方を一つの体系として取纏めた時代であるのに対して、宋代は漢の医学を母胎として魏晋南北朝から隋唐にかけて発達した経験的な医方を類聚して更に新しい医学体系を樹立した時代であるという点で、両者の間には極めて似通つた要素が見出される。

宋代の医学についてはいろいろな問題があるが、その中でもつとも注目すべきものの一つは医書の校勘事業である。蓋し後世に伝えられた主要な古医書はすべて宋代の校勘を経たものであるから、それが後世の医学に如何に大きな影響をおよぼしたかということは敢て問うまでもない。

ころである。しかし校勘によつて原本の内容が多少とも歪められるのは当然であるから、この校勘に対しても非難をあげさせた者が稀でない。従つて見方によれば功罪相半ということになるが、当時の伝存本に誤脱が多くて校勘の必要に迫られていたとすれば、校勘したこと自体には問題はなくどのような方法で行われたかということが問題となる。またこれらの典籍を利用する者としてはそれがどのような校勘を経たものであるかということを中心にかかるといふ必要がある。私は曾て「宋以前医籍考」の編纂に携わり、しばしばこの問題に当面して、その解明に興味をもつようになったが、その後機会に恵まれず未だ結論を得るに至つていない、しかし今後急速に研究を進展させる見込も立たな

いので、ここでこれまでに知られているところの概要を一応とりまとめお話しして大方の示教を仰ぎたいと思う。

まず校勘された医書の種類について考えてみると、現存の医書や文献の記載から校勘が行われたことを確実と見られるのは、「本草」「素問」「病源候論」「千金要方」「千金翼方」「外台秘要」「脈経」「甲乙経」「傷寒卒病論」「金匱要略」の十書で、若干の疑問がもたれるものに「難経」「靈枢」「開元広濟方」「金匱玉函経」の四書がある。そのほか例えば全巻がそのまま「聖恵方」に収められた「黄帝明堂灸経」なども一種の校勘と見れば更に多数に上るが今は狭義のものだけに限定する。

次に校勘の時期は一般に仁宗の嘉祐中と考えられているが、実はそれ以前にも少くも三回にわたつて行われている。

第一は建国直後の開宝中に太祖の命に依て行われた「本草」の校定で、劉翰、馬志ら九人が唐の「新修本草」を校正増注し、六年御製序を附して国子監で刊行し「開宝新詳定本草」と呼ばれたが、翌七年更に重校し、本経の文は白字、その他は黒字で印刷し「開宝重定本草」と呼ばれた。

第二は天聖四年十月仁宗の命を受けて晁宗懿・王挙正ら

が行つた「素問」「難経」「巢氏病源」の校勘で、翌五年四月国子監で募印刊行された。王惟一の「銅人穴針灸図経」を諸州に頒布したのもこの年である。

第三は景祐二年仁宗の命を受けて丁度らが行つた「素問」の校定である。

最後がいわゆる嘉祐の校定で、仁宗の嘉祐二年八月編輯院に校正医書局を置き掌禹錫ら五人に「本草」の校注を命じたのが最初で、五年八月「嘉祐本草」がまず成り、六年十二月には「図経本草」も完成したが、校勘は更に続いて行われ、英宗の治平二年には「千金要方」四年には「外台要方」神宗の熙寧元年七月には「脈経」同二年四月には「甲乙経」が完成、それぞれ鏤版施行された。林億らの「新校正素問」「千金翼方」「傷寒卒病論」「金匱要略」などもこの期間に校正されたものと思われる。

さて、このような校勘は如何なる意図に基いて行われたのであるうか。嘉祐二年に始まる大規模な校刻は韓琦の上言に因るといわれているが、それは固より一つの機縁であつて、真の原因は別にあり。またそれが実行され易いような諸条件が備わつていたことと思われる。第一の点については当時の流伝本に誤脱が多く本格的な校勘の必要が痛感

されていたことが挙げられ、第二の点については北宋歴代の諸帝が撫民政策の方法として好んで医療事業をとり上げたことが指摘される。そのほか宋初以来急速に発展した印刷術の進歩もこの事業を促進した重なる因子の一つであるうと思われる。

次に実際の校勘がどのようにして行われたかといことはほとんど明らかにされていないが大体の推測は不可能ではない。宋代の医書校勘はいずれも皇帝の勅命に依り官の事業として行われたものであるだけに、その資料は禁中の秘府をはじめ広く天下の珍藏を蒐めたのでほとんど間然するところがなかつたはずである。また人の面では校勘者の主体が医家でなく儒であつたがため、その態度は厳正で古態の保存という点に最大の関心が払われ、私意をもつて古文を改竄することは厳に戒しめられた、しかも独り当面の経文のみならず広く他経とも参照し数次の校勘を経た上で、最後の稿本を浄写進上するというやりかたであつたので、校勘の条件もまたその方法も最上であつたといつてよいと思う。このようにして完成進上された稿本は、その都度国子監から刊行頒布されたので、急速に流布された。この校勘が後世の医学に与えた影響は甚大であつた。す

なわち六朝以降の経験方を主とする医方偏重の風潮によつて「素問」以下の医経に対する関心は次第にうすれ行く傾向にあつたが、学官にもとり上げられ、しかも広く一般にも急速に流布せられたために、古医書に対する関心はわかに昂まり、一方では素問や傷寒に関する著作の続出を招き、他方ではかような古典を中軸とした新しい体制の医学の樹立への努力が払われた。北宋の末葉に徽宗の詔を受けて編成された「聖濟總錄」二百巻にもその形跡が見られるが、この傾向は宋儒の性理説にも影響されて、実際の治法を内経の思想によつて理論づけようとする風潮をよび、金元医学の勃興を招き、ひいては明代の混融医学の基盤ともなつたのである。

これを要するに宋代の医書校勘は多くの基本的な古医書を湮没から救つたという点でその功績は真に偉大である。校勘によつて原本の内容が、多少とも歪曲されたことはやむを得ないところであつて、それによつて功績が減却されるものではない。しかしこれを利用する者としては中間においてそのような手続が加えられているという事実を常に念頭におく必要があることはいうまでもない。

(医学博士 塩野義研究所長)

品質を誇る吉富製品

純国産クロルプロマジン

コントミン

クロルプロマジンの適応領域は益々拡大され治療界に大きな進歩をもたらした。クロルプロマジン製剤は純国産のコントミンを御賞用下さい
(包装) 糖衣錠 5mg, 12.5mg, 25mg, 50mg
注 射 0.5% 1% 2.5%注.

新抗ヒスタミン剤

ヒベルナ

フェノチアジン系の新型抗ヒスタミン剤で、強力な抗ヒスタミン作用の他神経系に対して優れた作用を有するので、強化麻酔人工冬眠にも用いられる。
(包装) 糖衣錠 5mg 25mg
注 射 2.5%注

副交感神経遮断剤

エチレミン

コントミン、ヒベルナと共に一連のフェノチアジン系誘導体で特に副交感神経に対する作用が優れ、コントミンと共にカクテルとして強化麻酔に用いられる他、パーキンソン氏病に著効を奏する。
(包装) 注射 2.5% 5%注

静脈内全身麻酔剤

イソバル

本剤は新しい合成法でつくられたSodium 5-allyl-5-(1-methylbutyl)-2-thio barbiturate で異性体を含まない。麻酔効果は強力、覚醒も迅速で呼吸抑制等の副作用は殆んどみられない。
(包装) 0.3g 5A, 50A (溶解液付)



製造 吉富製薬株式会社 販売 武田薬品工業株式会社
大阪市東区道修町 (A-28)



一般講演要旨

メソポタミアの文明史に

おける医事々項

巴 陵 宣 祐

Some medical items in the History of the
mesopotamian civilisation (Senyu Haryo)

メソポタミア文明に関する諸学者の研究文献を若干しらべて、その中から医事々項に関するものを拾い集めて、それを考察してみた。

(一) メソポタミアの宗教の最初の起源を明かにすることは全く不可能であつて、スメリア人の時代、すなわち、紀元前三〇〇〇年紀の初期にすでに、宗教は、しつかりとでき上つた形のものになつていて、この宗教は、後から新らしく侵入してきた諸民族に採用され継承されて、メソポタミアの住民たちの政治、社会生活を支配していった。医術もほとんど全くこの宗教の支配下にあつたといつてよい。

(二) 古い伝説では、バビロンの国神 Marduk が自分の血液で人間の身体を創造したとされている。さらに古い伝説では神 Ea (Marduk の父) が陶土をこねて人間を創造したとされている。また、他の伝説では女神 Mami が陶土で 7 対の夫婦をつくつて人間の祖先をつくつたとされている。しかし、このようにしてできた人間の身体に『生命のいき』を吹き込むことは、他の神々でもよかつた。このような考は個人の固有名詞にも現われている。かくて、Assur-bani-pal 王という固有名詞は『神 Assur は一人の息子をつくつた』という意味であり、Sin-abe-ibra は『神 Sin はその兄弟をふやした』という意味であつた。

(三) メソポタミアの医術では、病気は人間が罪を犯した結果、保護神から見すてられたために生ずるものとされた。それで、神の意志を知るためのうらない (divination) 前兆 (presage) を知ること、まじない (incantation) をすることが、医術のほとんどすべてであつた。

(四) うらないでは肝臓うらない (hepatoscopy) が有名であるが、これに関しては、A. Boissier, M. Dillon E. Fbcling らの詳しい研究がある。

(五) 夢判断 (onirromancie) については、H. F. Lutz, V.

Scheil et L. Legrain らの研究がある。

(六) 前兆を知る方法には、(A) 動物の態度や行動を見て知る方法 (たとえば、蛇がある男の胸の上に落ちれば、それはその男の息子が死ぬ前兆である)、(B) 焰や煙を見て知る方法 (Empy-romancie—たとえば、焰が黒味を帯びておれば、三日のうちに病が起る)、(C) 河をみて知る方法 (たとえば、川が沼の水のようであれば、国に、snalu (気管支炎) の病が生ずる)、(D) 植物をみて知る方法 (たとえば、樹木がさみしい様子である時には、神 Ningizizida は国に熱病をひろげるであろう)、(E) 油によつて知る方法 (たとえば、油の上に鋸の形をした像が二つでき、その一つが他よりも大きい時には、問題になつてゐる婦人は男児を生むであろう。病については、その病は治るであろう)、(F) 水中に投げ入れた物について知る方法 (たとえば、水中へ二度、投げ入れた粉が水底へしづめば、神は人間の要求をかえてくれる前兆である) などがあつた。

(七) 古代メソポタミア人の食事は今日の同地域の食事法と大差ないものだと言われている。植物性の食物が主

で、それに魚をよく食べた。肉食は少なかった。植物性の食物では、水瓜、きうり、かぼちや、玉ねぎ、なつめじゆろの実が主を占め、ついで、野菜がたべられた。食用にされた家禽には家鴨、鶯鳥があつたが鶏はずつと後世になつてから飼われた。肉食は、まれに食べられるだけであつたが、豚と小山羊とが食べられた。牛肉を食べることは、ごく稀れであつた。狩猟によつて得た動物では猪、鳥ではシヤコの類がたべられた。麦粟の粥がたべられたという記載がある。飲料としては、ナツメヤシの酒、麦あるいは一種の植物からつくつたビールをのんだ。塩、胡麻の油、脂肪、バターを調味料として用いた。乳及び乳製品 (クリーム、フロマーヂュ) も使用されてゐた。(富山県高岡市下川原町 開業)

十誦律に見られる医学

杉 田 暉 道

On the Medical discourses in "Jujū-Ritsu"

(Kido Sugita)

仏教における律蔵において、その代表的なものは僧侶及

び尼の戒律を詳記した所謂広律である。この中で「四分律」・「五分律」・「十誦律」及び「摩訶僧祇律」は最も完全な律藏とされている。

しかししてこれらの広律は、何れもその根元は一つであるが、仏教団が諸部派に分派してその長い伝承により変化し、いろいろと相異を来して現在の形をなしたと考えられる。このように「十誦律」は四大律の一つであつて、小乗仏教の中で最も有力な説一切有部の伝承せる律であり、四大律中最も早く漢訳されかつ最初支那において最も講究された律として重要な地位を占めるものである。ではこの律は何時頃成立したかという点と大体西暦元年より百年の間頃といわれている。

本律に記載されている医学的な事項は、また「四分律」及び「摩訶僧祇律」にも見られるが、特に飲酒、毒薬の使用法、墮胎等法医学的な方面が詳しく述べられており、これらのことは他の律においてあまり述べられていないので、これらについてお話をしたい。(横浜市大医学部公衆衛生学教室)

医学史料の分類法に関する私案

石 原 明

A private plan for classified methode of medico-historical literature and document (Akira Ishihara)

医学史を研究するために、何よりも史料、文献が重要な材料であることは、基礎医学における実験データと同様な意義をもっている。しかし、かくのごとく重要な研究材料をいかに分類するかということに関しては、従来ほとんど顧みられることがなかった。わが国の医学史のごとく、欧米の文献はもとより和漢書の医書本草書、名家の筆蹟書簡乃至は一枚摺のものまでも医学史料として扱わなければならないような場合には、分類法を合理的にしないと折角の貴重な材料も全く死蔵されてしまう場合が稀でない。特に大図書館などの資料を閲覧するに際し、従来の分類法(NDC、日本十進分類法)によつた目録では、全く検出の方法がなく貴重な時間と労力を空費することが少くない経験をわれわれは何回ももっている。

欧文の医学史料は、それが古刊本であれ写本であれ、ま

た近代の専書叢書、または伝記であつても一応一般に行われていた欧文の図書分類法を適用することによつて合理的に解決するし、現に欧米各国の医学史料の分類も一般図書分類法に従つていて決して不便を感じない。われわれが問題とするのは和漢の医学史料の分類法である。

そこで現行の「日本十進分類法」(NDC)では、
四、自然科学

四九〇、医学

・二 医学史(地理区分による)

・二〇二 原始医学

・二八 医学者伝記(叢伝)

・三 辞書・書目・年表・便覧

・九 和漢医学・蘭法・古法

このような分類では全く意味がなく、何を基準にどのような項目を細別したか判断に苦しむ。そして明治前の史料では最後の目にも偏してしまつてその中の配列は単に刊行(著作)年代順という不合理を免れない。

すでにこのようなNDCの不備を痛感している図書館では、医学史料の特殊目録を作る際に、内容分類を全くすてて書名の表音式五十音順によつてゐる処も少くない(例え

ば、京大富士川本目録、上野図書館本草書目録など)。

演者がかねてから、医史学的見地より妥当な、しかも図書分類学の原則に背反しない合理的和漢書の分類法を考え来り、大東急記念文庫の書目編纂に従事した際に、年来の私案を基にして新たな分類法を採用したが、最近また内閣文庫の目録改訂を嘱されるに及んで、漢籍は四庫分類の範囲内で、国書は旧紅葉山文庫の分類を基礎に、左のとき私案を得たのでこれに関する細部の説明を行うと共に、その大綱を公表し、あえて識者の批判を請い、完全にして合理的な和漢の医学史料の分類法を確立しようと企図するものである。

漢籍 子部 医家類

医經

経脈

蔵象

診法

運氣

方論

病総

傷寒

国書 医学

医論 附養生

方論 附獸医

方集 附治法

本草

総説

薬性 附食治

修治 附採薬

名彙

雑病 附金匱

婦人 附産科

小児 附痘疹

創腫

眼疾

口齒

方集

獸医

養生 附導引・房内

史伝

本草

総録

薬性

食治

修治

雑記

叢編

「医心方をめぐる諸問題」

雑記

關方

基礎医学

臨床医学

和方 附民間方

折衷

雑説 附史伝

〔附記〕 以上は大綱でこの他に筆蹟や一枚摺等の分類が問題になるが、綜合目録では他の部分に合理的に含まれる。医書のみの特珠目録では、右に準じて該当項目を附録として一括するのが便利と考える。

(横浜市立大学医学部医史学研究室)

Bibliographic studies on the "Ishimpo"

(Tatsuo Yasuda)

主として書誌学的にしらべた。最古の原本、その刊本、明治・大正・昭和を通しての諸刊本から最近の中共出版のものに至るまでのものについて述べたい。(大阪大学医学部病理学教室)

室町時代堺医事管見

三 木 栄

(竹門文明口決・蕉軒日録・医書大全など)

On the medical history of "Sakai"

Muromachi era. (Sakae Miki)

応仁乱後中央文化が堺に移った。この時に見られる医事文化の二・三―竹田昭慶の「竹門文明口決」・海会寺住持季弘大叔の「日録」・阿佐井野宗瑞刊行の「医書大全」などについて私見を述べ。 (大阪府堺市熊野町大道筋)

安田 竜 夫

「解体新書」に引用され たる漢訳西洋医書

渡 辺 幸 三

Studies on the translate Eutopian anatomical books
into Chinese in " Kaitai Shinsyo " (Kozo Watanabe)

杉田玄白等の訳述した「解体新書」には、中国で漢訳された数種の西洋医書が引用されている。この漢訳西洋医書の原本・訳述者、その年時を研究し、これによつて「解体新書」が訳述された当時のわが国の西洋生理解剖学の知識を明らかにし、更に進んでは、従来全く不明とされている明・清間における西洋生理解剖の知識をも明確にしたいと思う。(地坊短期大学教授)

「解体新書」と「解体発蒙」

との差異について

吉 田 一 郎

On the some anatomical classics, " Kaitai Shinsyo " and " Kaitai Hatsumo " (Ichiro Yoshida)

杉田玄白の「解体新書」公刊以後三十年にして刊行された「解体発蒙」の著者、三谷公器は、『臓象の精微を窮めんと欲せば、遠西の書に拠るべし、然れども其学益々詳しくして其事益々榮なり、何が故か、彼の所謂理なるものは物中の区々なるのみ、我が聖人の真理に非ざるなり、故にその和に至つては至れり尽せり、其の理に至つては未だ必しも然らず、凡そ理に泥むときは物を失ひ、物に拘るときは理を亡す云々』とて泰西医流が外科に巧みにして、内治に拙なるは、物に拘はればなりと断じ、その述べるところは臓腑の中に宇宙生靈の妙気宿る所を力説しているのであつて、輓近ドイツ等で提唱されつつある精神身体医学と略一致するものであらう。当時は世人の能く顧みなかつたところであるが至言であると嘆ぜざるを得ないのである。演者は右の両書について、特に後者の特色に触れんとする。(埼玉県深谷市本町)

橋本宗吉のバルヘイン

解剖書訳稿について

中野操

On the Translation of "Heerkonstige Ontleeding
vans Menschén Lichaam door Johan Palfyn" by
Sowkichi Hashimoto (Misao Nakano)

斎藤方策・中天游共訳の「把而翕溼解剖図譜」に与えた小石元瑞の序文に『西医把而翕溼解剖書、我家先人（註・父元俊のこと）所珍藏。論理深密、図亦極精微、蓋解剖書中之絶類離倫者也。先人取其中若干編、付橋本宗吉訳之自潤色之。云々』とあり、また同書の中天游の『附言』の中に『大愚翁（註・小石元俊）嘗令橋本宗吉訳子宮陰部數篇自重訳之』とある。

すなわち橋本宗吉が小石元俊の命によつて、元俊秘蔵のバルヘイン解剖書の數篇を訳したことは従来から知られてゐた。元俊は、宗吉の訳稿に加筆潤色して刊行する意圖をもつていたが、原図に近い精巧な銅版圖を刻するものがないので、附圖の伴わない解剖書は意味がないとして断念

したのであつた。

このたび小石家の好意で、宗吉の訳稿を見ることができた。男子陰器篇、女子陰器篇、神經篇、腹部内臟篇（脾及脾）であるが、特に女子陰器篇は数次にわたつて訳稿をかえたものが全部保存されていて興味が深い。それらをスライドによつて映写説明したいと思う。（関西支部長・大阪市阿倍野区晴明通）

江戸時代精神病治療に用い

られた吐方について

山田照胤

On the "To-Ho" (Vomiting therapie) for the treatment in Edo era (Terutane Yamada)

江戸時代における精神病の治療としては、薬物治療、精神療法などのほかに、灌水及び吐方が行われた。特に吐方は、現今におけるショック療法に類似し、内因性精神病や反応性精神病の治療に用いられたと考えられる記録が数多みられる。また脱水療法とも考えられ、てんかんの治療と

しても用いられたようである。著者はすでに吐方を非常に多数例に行つて種々な疾患に対する治療効果を挙げたといわれる中神琴溪の事蹟に關して報告したが、琴溪以後琴溪の門人といわれる薩摩の喜多村良宅は同じく吐方を行つて、種々な精神病の治療を行い、その経験に基いて「吐法論」一篇を文化十四年に著した。今回はこの書を中心として、精神病治療としての吐方について、更に検討した結果を報告する。(東京医歯大精神科)

蘭方腸虫史

佐藤文比古

History of helminth by Duch Study in Ebo era (Fumihiko Sato)

わが国における腸内寄生虫の知識はすでに平安時代に隋唐の医葉書によつて知らされ「倭名類聚鈔」や「医心方」にも記載されている。下つて西洋内科の行われ始めた頃には植彰常の蛔虫症専門書「蔓難録」(一八〇六)が刊行されていたのであつた。当時の蘭方翻訳書はすべて一八世紀

のもので未だ寄生虫学の發展がなかつた時代のものではあつたが文政以後は一九世紀初頭の著述なので種々啓発されるようになつた。

寛政以前の蘭方外科書や藥物書にも蛔虫駆除の記事を散見するが寄生虫そのものの説明は少ないようである、宇田川玄隨が寛政八年「内科撰要」を發刊して始めてこれを知らしめた、その諸虫篇に虫証はこれを歇爾曇斯〔Helmsis〕と謂う体の何れの所にも寄生するが多いのは消化器でこれに三種あり、一は円長虫でその形は円で長い厚薄二腸の中にある、二は穀道虫で細小で肛辺に在る、三は組藤虫で形は扁潤で組紐のようで厚薄二腸に在る。これら虫類は總て食事中の卵から生ずる者でその質けとなるものは体温と腸内の腐敗物と滯留している諸液である故に諸液が生氣の運動によつて身体一利循環運するときは腐敗並に虫を生ずることがない、症の診断には虫の洩出したのを見て定める。以上はその大要であるが寄生虫が食料に原因するとしたのは注意すべきであろう。広川解の「蘭療方」(一八〇四)では生因を腥滑油脂の過食からとしている。「蘭方枢機」(一八一七)ではその症状を「円長虫ハ悪心・嘔吐・氣息惡臭・腹脹・腹脹・胃痛・泄瀉・眩暈或ハ拘急播擲或ハ乾吱声嘔

或ハ食スレハ則チ苦満シ否サレハ則チ大ニ飢ユル等ノ証ヲ
 発ス』『組藤虫略々前証ニ同シクシテ而シテ劇キユト一等
 之ニ加フルニ歴年名状シ難キ病ヲ患ス時ニ大便ニ胡瓜仁ノ
 如キ物ヲ下スコト有リ』『穀道虫ハ肛門甚ダ痒ク而シテ大
 便後重シ或ハ時に眩暈ヲ発ス』としてゐる。小関三英の
 『内科集成』(天保三年)では蟯虫・条虫・蛔虫を記してお
 り、蛔虫と蚯蚓との相異点は頭端の細疣と啄の数であると
 している。箕作元甫の訳で伊東玄朴の名で発行された
 『医療正始』(天保六年)には虫症を粘液熱の一種として回
 虫・蟯虫・偏頭虫・鏈虫・条虫を記しているが条虫類を二
 種としたのが注意されよう、因に本書は江戸期の蘭方医書
 中腸虫症を最もよく詳説したもので *Construcha* の説を多
 く引用している。緒方洪庵の扶氏經驗遺訓(一八五七)で
 は毛状虫・円虫・蟯虫・带状虫〔条虫〕とし後者を鏈虫と
 条虫とに分けてゐる。安政四年に來朝したボンペの講じた
 内科書は未見であるがその後任者だつたボードインの講義
 を記した内科各論には蛔虫は世界どこにもおり飲料水及び
 澱粉質を多く含む馬鈴薯・穀類を食べると虫卵の生育を扶
 けるとし発病は一・二条でも起りまた多数でも発病しない
 ことがあるとしてゐる、次にテリヒナスヒスクス〔*Trichi-*

na spiralis〕は豚肉中のキーム〔*Kiemen*〕が腸中で生育し血
 中を通つて筋肉に入るものであるとしてゐるが初出であ
 る。蟯虫を記しているが鞭虫の記載はないまた条虫には四
 種があるとしてゐるが次の三種のみを記してゐる、ブレ
 ーデリントウラルム〔*Breeditint Worm. Bothriocephalus*〕。
 鏈虫すなわち常の虫〔*Taenia Solivm*〕豚肉内のキーム(胞
 虫)から生育する頭部は帽子針頭大で四箇の吮口あり頭上
 に鉤があつて腸粘膜に固着してゐる。テリオメヂカナラー
 ト〔*Taenia medicanellata*〕とあつて現代の知識に近く
 なつてゐる。坪井信良訳侃斯達篤内科書(元治元年)の寄
 生の部では寄生体を真仮・植物・動物・内外等に分類した
 後腸虫としてはアスカリスリムブリコイデス〔*Ascaris Iy-*
mbrioides〕 オキセーウリスフルミキユラリス〔*Oxyuris*
Verrucalaris〕 タイニア〔*Taenia*〕 ボトレイセバリユス
 〔*Bothriocephalus*〕 トリコセバリユスヂスバル〔*Trichi-*
ocephalus dispar〕等を詳説し卵子及び小虫として食物に
 和し腹内に入つて保生するもので地方病であつて粘液熱は
 腸虫により起るとしてゐる科学的に未だしの感もあるが可
 成り進んだ記載である、只虫名かすべてラテン語だけなの
 で当時では一般に理解困難でなかつたかと思われる。(明

治薬科大学教授)

蘭方製薬史(第一報)

宗 田 一

Historical observation on the development of
dutch Pharmaceutical technic in japan. (1)

(Hajime Soda)

南蛮・紅毛医学の伝来は医薬品製造の面においても、新しい技術の移入をみる。

それ以前においては、製薬といつても、今日の概念をもつてすれば、製剤と称すものが殆んどである、これは使用薬品の性格の相違によるものである。

南蛮人との接触は、それが直接的であれ、間接(中国経由)的であれ、新しい疾病をもたらした、その代表的なものには梅毒である。

梅毒の治療薬として、蘭方の水銀剤の使用を教えたのは、安永四年(一七七五)来朝のツェンペリーであるといわれる、その伝授をうけたのは、吉雄耕牛とその一門である。

そして、その薬剤は、メルクリウス・ワートル(Mercurius Water) 水銀水と呼ばれ、昇汞を主薬としたものである、ここに、昇汞の製造が開始される、耕牛の「紅毛秘事記」、その孫伯元の「ソツピル考」、門人中井原沢の「昇汞丹製造秘訣」などは、その製造研究の現われである。

この昇汞の製造は、昇汞法によるものである、しかし、昇華法による医薬品の製造は、中国からの伝来技術があつた、輕粉(甘汞)や樟腦などの製造にみられるそれである。

昇華法の知識のはしりもみられるものは、「本草和名」(延喜十八年 918)にみることができ、すなわち、汞粉(俗名水銀灰)は、焼くとき釜上に飛著く灰のことであるのがそれである。

輕粉がいつ頃から我邦で製造されるようになったのか、詳しいことは知らないが、中国の書物にみられるそれよりも、合理的で、純度の高いものが得られていたようである。

樟腦については、鎖国時代に粗製品が薩摩で旺んにつくられ、オランダ商館を通じて輸出され、オランダで精製して再輸出された。オランダはそれによつて巨額の利を得、長らくオランダの独占技術となつていたことは有名な事実である。

この粗製樟腦の製造は一種の昇華法であつた。しかし、樟腦の精製技術を知らなかつたかという点である。

本邦の各派の眼科医は、樟腦を旺んに使うことを、その処方を書きとめているが、数回焼いて使うように指示している。

すでに、天文十二年（一五四三）の馬嶋流眼科医には、詳細に樟腦の精製法を記しているから、それ以前から昇華法で精製することが実用されていたことが推定される。

昇汞も、『生々乳』、『白丹砂』などの名で伝わつた中国の方式を改良、工夫し製造していたことが、数多くの伝写本等から窺い得られる、これらは、書物の上からのみ得た知識であるため、具体的な実技を知らなかつた先人の苦心は相像に余りある。

演者は、南蛮・紅毛医学が実際に行われるにあつて、それに伴う医薬品がどのようにして本邦に取り入れられるに至つたかを考察したいと思うが、書物上の知識だけでなく、実用に供せられた医薬品を明確にするには、輸入の面からの二つがあり、一応、製薬の面からの考察を試みたい。今回は、先ず昇華法をとりあげ、中国伝来方式と、オランダ方式の相違点について具体的に例示する。（吉富製薬

バイエル薬品部）

朝廷医官の習俗故実について

伊 良 子 光 義

（演者 病氣静養中のため抄録未着）

ボンベの生理学講義

内 山 孝 一

Lecture of Physiology by Dr. Pompe van
Meerdervoort in Nagasaki (Koichi Uchiyama)

ボンベ Pompe van Meerdervoort (1829~1908) はわがくにに來朝した外国人医師として江戸時代のわがくにの医学に大きな貢献をした人の一人であることは周知のことである。ボンベは一人でよく医学のあらゆる分科の講義をした。臨床のことに関係しながら、このようなことを実行

したことは驚嘆すべきである。

私の手元にポンペが一八六〇年に長崎で行つた生理学講義があり、その一つは蘭文の写本で、その表紙には *Han-leiding tat de Natuurkunde van den gezonden mensch.* と記され、扉頁の下には *te Nagazak. 1860* と書かれているが、末尾には *Dejima den 1. December. 1859.* の日付があり、かつポンペの署名があるから、講義の原稿は一八五九年（安政六年）十二月一日までにでき上つていたことがわかる、総論一冊、各論二冊よりなり、本文四八六頁に及ぶ半紙判和綴の本である。

他の一冊はポンペの弟子の一人佐藤尚中の和訳した五冊の写本で、題名は一定していないが、第二巻にはポンペの人身究理となつている。この邦訳の巻首には佐倉舜海、佐藤光生訳、門人溪雲岩崎久道筆記となつている。

以上の写本によりポンペの生理学講義が当時のものとして第一線のものでその程度も相当に高いものであつたことが知られる。その概要について報告する予定である。（本会理事長 日本大学医学部生理学教室）

ポンペの外科学説について

大 鳥 蘭 三 郎

On the Surgery by Dr. Pompe in Nagasaki.

(Ranzaburo Ohtori)

一八五七年に日本に渡来したオランダの医官ポンペ・ファン・メールデルフオールトが近代日本の医学の発展に寄与したことが大きかつたのは周知のところである。ポンペが試みた医学教育がその後の日本の医学の在り方に大きな影響を及ぼしたことも否定できない。演者はポンペが行つた医学各科にわたる諸講義のうち、外科に関するものにつき、「外科学説」と題する写本と、「明百士手術口訣」と題記にある写本をもとにして述べる。

（慶応大学医学部医史学教室）

青蓮院療病仮院開業当日の光景

川 井 銀 之 助

The opening sight of the Shoren-in Hospital of

Kyoto at Nav. 1872. (Ginnosuke Kawai)

明治五年十一月一日、三条粟田口の青蓮院で京都療病病院が開かれた時の情景を「京都新報」の記事と挿絵によつて再認識したいと思う。ことに今回は青蓮院の間取と参列者の配列、長屋門内に掲げてあつた二竿のホラフ等について新たに考察してみたい。(京都府立医大教授)

H. B. Scheube のこと

横 田 穰

On the life of Dr. H. B. Scheube, and his work (Minoru Yokota)

明治十年八月から同十四年十二月まで京都療病院の教師であつた H. B. Scheube の業績について述べる。(京都府立医大川井内科)

栗山孝庵の遺墨

田 中 助 一

On the handwriting by Dr. Koan Kriyama (well-known doctor in Edo era) (Sukeyichi Tanaka)

江戸時代の中期長州には名医が輩出したが、その中栗山孝庵・小倉宗爾・熊野玄積の三人は『長州の三良』といわれた。孝庵は同藩出身の永富独嘯庵とともに山脇東洋の両翼であつて、東洋の解剖について人体解剖を行い師説を補足した。杉田玄白は孝庵を関西の名医と称している。私は孝庵の遺墨中より山脇東洋への女屍体解剖の報告の下書、大隱齋記、医案、詩、歌などの数点を供覧したいと思う。(山口県萩市東田町)

伊賀藩井上貞重の資料を通して見た長崎・吉雄門の和蘭流外科について

阿 知 波 五 郎

On the Dutch surgery of Yoshio schooler in Nagasaki, from the document of Inoue in Iga. (Goro Achiwa)

伊賀藩の長崎留学生井上貞重に関する古文書から、吉雄耕牛門の蘭方医学の内容を調べた。

同じ資料から、欧州で行われたアムプロアズ・パレの外科学とどんな交流と関係とがあつたかを調査研究したので報告する。(京都市北区小山大野町新町通)

淡輪元潜及び養子元朔の

全国医業行脚

(特に北海道渡島)

羽 倉 敬 尚

Travelling throughout this country by Gen-sen Tanowa and his son-in-law Gensaku Tanowa as Physician (especially in Hokkaido)

(Keicho Hagura)

一、取材人物の略伝

元潜は本名重弼、元潜は医名、祖父以来の名を襲げるもの、号は蔚山ホツシ、壮年儒学を京都の皆川淇園の鶴橋塾に学び、医を京の典医養寿院山脇東洋に承け、筑後柳河藩主

立花侯藩医にて、大阪の藩の蔵屋敷(中ノ島常安橋)勤務にて、禄百石を食み、藩医の傍ら、大阪の一般治病衛生向上に尽し、臨床医家として名、海内に高く神医の称を博し、また多くの門人を教え、一八〇八年(文化五)八十才にて死す。

元朔は元潜の女婿にして養子、通称鹿助といい、無著と号し、業を父に受け、元潜の実子政翼の成人まで、父を助けて柳河藩医の籍にも列し、後、実家三箇氏サンガに従帰し、一八二一年(文政四)五十八才にて死す。

二、父子の医業行脚

父子は医家として珍らしい全国行脚をした、特に兩人とも北海道に渡つた、元潜の遊歴については、師の皆川淇園の文集に「淡輪弼ノ西遊ヲ送ルノ序」の一文に依つて、彼れが北海道に渡つたことは知られるが、惜しいことには、その年次が知られない、元朔については幸いに寛政三年の「東奥遊歴記」が伝わり、その中には、至るところで碩学や医家を歴訪し、地方の情俗を尋ね、特有の薬方を研究し、北海道においても、父の曾遊の際の相識に面会し、足跡を辿り、遂に信用を獲て、毎朝診療を依頼されてをる、血毒症、打身内傷、湿痺症、梅毒、気積症

等の患者を診療し、施薬し、北海道内に約三ヶ月の日子を費した、淇園の文に依ると、父元潜はあるいはそれ以上の日子を費したろうと思われ、のち松前の祠官、白鳥元章は元潜を慕うてハルバル大阪に来つて、医術を学んだ証跡もある、西遊についても、元潜は淇園の文に見え、元朔には、歴訪諸国の住所名簿が存しておる。

三、結語

近世蘭学移入以前、医家の独自創による古医道に対する懐疑ならびに探究から、科学的実証的に医術が進展して来たことは、元潜の師、山脇東洋が一七五四年（宝暦四）閏二月我が国で最初の人体解剖をやつたことによつても知られるが、この学統を引いた元潜父子が、単なる学者的態度よりも、実行的臨床に力を用いたことは当然のことであり、その一手段として、全国行脚修業をおこなつたことは奇蹟のことに属する、元潜が「非、誠無物」の語を記して坐右の訓としたのも、彼れが実証に重点を置いたことを証しうる。

かくの如き名医元潜、元朔の名は従来ほとんど隠れており、その全国行脚の如きは全く知られなかつたことである、幸いに私は、同学諸家の教示により、その方弗た

る外廓を発見したから、更にその空白の追究を進めて埋れたる先哲の偉業を表したいと念願する。（大阪府枚方市）

二宮彦可先生事蹟小考

蒲原 宏・中山 沃

Short biography of Genka Ninomiya as a writer of "Seikotsu Han" (a famous text-book on fracture and dislocation in 19 century) (Hiroshi Kanbara, Sosogu Nakayama)

「正骨範」の著者として著明な浜田藩医、二宮彦可の詳細な学統と経歴については、なお不明な点が多いが、浜田方面の事蹟について、蒲原が担当して調査した結果を報告する。

彦可は浜田藩儒臣で国学者である小篠東海（御野）の子である。十四才のとき藩の口中科、二宮元昌の家をついだ口中科を広島山縣良班に、内科を恵美三白に、眼科を浪華の三井玄孺に、産科を賀川玄吾に学び、山脇東門とも

しばしば学問的な論議をかわしている。安永末年から寛政三年まで長崎にあり、吉雄耕牛・吉原杏陰齋について蘭方ならびに整骨法を学び、寛政三年浜田に帰国して松平周防守康定の侍医となり、寛政五年江戸にいで、文化五年かの「正骨範」を刊行し、文政十二年十月十一日江戸で歿した。享年七十四才。浅草永住町日蓮宗長遠寺の法域に葬られた。法名を壽從院了服日治居士という。墓碑は大震災のち改葬されて子孫と共に合葬されて現在はない。子孫の金次郎という方が昭和の中頃まで、浅草千束町に住んでいたが、その後の消息は確かでない。(県立新潟病院整形外科・岡山大学生理学教室)

儒者近藤篤山と蘭医野村良哲

の關係について

宮 内 孝 夫

Confucionist, Tokuzan Kondo, and his disciple,

Dutch scholar, doctor Ryotetsu (Takao Miyauchi)

蘭医野村良哲は、嘉永より明治中期に至る間、伊予国久

米郡志津川村において和蘭流の医術を行い、名医として知られたが、更に彼の名を高めたのは、寺小屋を開いて郷党の子弟を教育に儒学を教え大きな尊敬を集めていたからである。筆者は、いささか良哲の略伝を調査し得たのでここに報告する。

野村良哲は、伊予国周布県長野村において、天保元年一月十五日に生れた。父は十亀大和介正哉といい、長野村の神職でかつ国学者であつた。良哲はその二男で、幼名を吉郎、また、蔵人ともいい、中軒と号した。幼くして郷里をいで、伊予小松藩の碩学、近藤篤山の門に入つた。

篤山は明和三年十一月九日伊予国宇摩郡小林村に生れ、十五才のとき、弟の容齋と共に大阪にでて尾藤二州の門に入つた。その後二州が昌平黌の教官になるにおよび、篤山は大阪塾の留守居を命ぜられた。享和三年、小松藩主一柳頼親の招きにに応じて藩校の師となり子弟の教育に従事した。この頃、野村良哲が入門したのであるが、勉学に精励した結果、年若くしてその塾の司読となつた。彼は後年久米郡川村に寺小屋を開いたが、石手川以東の僧侶、庄屋、教員にして良哲の教えを受けない者はないと言われる程の名声を博した。篤山は良哲の父の十亀正哉に与えた書面に

おいてもし良哲にその意があるなら塾を二分してその一つを彼に任せてもよいと言明しているが、篤山が良哲をいかに信頼したかがわかる。

儒学者として一家をなした良哲が何故蘭学を志すようになったか。これは篤山の示唆によつたものと思われる。則ち篤山より良哲に与えた「為中軒子録課程」の中にその旨が記されているのである。篤山は、佐久間象山が篤山に与えた手紙の中で、『德行天下第一に御出被成云々』と、彼の威徳を欽慕しているほどで、この書面により篤山は伊予聖人として崇められているほどでありが、その篤山が、人間の精神的苦痛は朱子学で救済することができても、その肉体的苦痛を救うためには西洋医学よりほかにないと思つて、愛弟子の良哲にこの方面より勉学をすすめたものと思われる。

この教を休して、良哲は長崎に出、蘭学を勉強し、更に大阪において研究を重ねるのであるが、何故か長崎において蘭学の勉強をしたことが、彼の経歴の中に秘せられている。しかし良哲が長崎に行つたことは故老の話や良哲自身の写本にかかる「和蘭文典」によつて明かである。

良哲は嘉永四年六月、二十二才のとき、久米郡志津川村

の医師、野村良元の養子となり前述のごとく臨床医家として診療に従事した。そして明治三十五年七月十五日、七十四才をもつて歿した。その墓所は同地の万年山慈光寺にある。(国立愛媛療養所)

中村信齋と伊藤道齊

安 西 安 周

Studies on his life and works of Shinsai Nakamura and his Pupil Dosai Ito. (Yasuchika Anzai)

信州高遠藩に中村元茂、淡齋と号する儒医があつた。淡齋は「坎水園伯元」とよばれ、俳名をもつて信州に知られた。その淡齋には三人の男子があり、長は中僚(元恒)仲は元渙、末は信齋(元敬)である。みな医をもつて中僚は高遠侯に元渙は松本侯に、信齋は沼津藩水野侯に仕えた。中僚は浅田栗園の師であつた。信齋についての大要は、拙著「日本儒医研究」の中村中僚の条に附載しておいたが、彼は寛政八年(一七九六年)に生れ、安政六年(一八五九

年)に歿した。享年は六十四、その墓は小石川伝通院の側真珠院にあり、その三面には友人安積良齋撰の墓誌銘が刻まれてある。

この信齋の著書に「方名解」があり、それには伊藤道齋の序があるが、その文中「我師中村信齋先生」とあるので、道齋は信齋の門人であることがわかった。思うに代表的の門人であろう。筆者はかつて「漢方と漢薬」第六巻・第五号に「信齋と医業」について述べたことがあるが、その節は「この人(道齋のこと)については極めて知るところが少なく、其生歿年も不明であるが云々」と記載したが、最近彼の生家埼玉県羽生を親しく往訪し、伊藤家の現主恒氏の厚意により彼を中心として伊藤家の医系につきその大要を知ることができたので、今日発表する次第である。

伊藤道齋、名は恒ノボ、字は子久、号は道齋、別号は犀軒、通称は文仲、その書齋を起生舎と称した。埼玉県羽生に文政九年(一八二六年)七月廿五日に生れ、明治卅四年(一九〇一年)十月四日に歿した。享年は七十六である。天保九年(十三才)江戸に出て、東条一堂(名は弘)に儒学を受け、中村信齋に医学を修めた。天保十二年(十六才)一堂によつて「名・字・号」をつけられ、それを記録して文

仲に与えたのは一堂の男方庵(名は詰)である。万延元年(三十五才)祖父南窓の来寿の賀延を開き、明治三十年(七十二才)寿藏碑をその邸中にたつた。この碑の撰者は淡齋(名は保)である。淡齋は東条一堂の孫であるので、道齋は東条家とは三代の師友関係があつた。淡齋は明治三十年四月廿六日歿したので、この撰文は二月なれば、実に歿前二ヶ月のもので誠に記念すべき碑であろう。

道齋一家の墓は羽生市の正覚院にある。道齋の遠祖は植村勝重(徳川家康の臣)に起り、長尾姓となり、忍城主に仕えた武士であつたが、致仕して羽生に移居するや、伊藤玄碩と変名して医を業とした。これが医業の第一代である。図示すれば初代玄碩―二代南窓(德基、見二と称す)―三代玄真(玄碩ともいう)―四代道齋(文仲)―五代弘道―六代恒(当主)、医は五代弘道までなり。

弘道は明治十八年の東大別課卒業の医師にして、道齋のあとをつぎたるも、大正五年一月十九日、五十七才で歿した。(東京都杉並区高円寺)

Zur Serum- und Gewebswäsche

低分子性P.V.P.6%含有

救急解毒に

☆血中のみならず、組織内に沈着した毒素・毒物をも速かに体外に排泄する作用のある本剤は………

- ・毒素を遊離する急性伝染性疾患
- ・食餌性乳・幼児中毒症、尿毒症
- ・薬物中毒、薬疹、中毒性皮膚疾患
- ・火傷後や放射線照射による中毒状態

利尿にも

☆高度の水分結合能による脱水作用に基き……

- ・ネフローゼの浮腫、脳圧亢進症状の脱水

☆乳・幼児の輸液、補液の目的

ドイツバイエル社 技術提携品

ペレストン「N」

100cc 5管 ¥2,880

謹告

解毒用P.V.P.はその分子量と濃度に御注意下さい。低分子性P.V.P.を高濃度に含むペレストン「N」は、高分子体を低濃度に含む、一般代用血液剤とは、その作用の発揮において、異つた製剤であります。

本剤に関する御照会は 吉富製薬バイエル薬品部へ

製造元・吉富製薬株式会社

販売元・武田薬品工業株式会社

大阪市東区道修町二

NIHON ISHIGAKU ZASSHI

Journal of the
Japanese Society of Medical History.

Vol. 7. No. 4.

March, 1957

CONSENTS

The 59th General Meeting of the Japanese Society of Medical History

(31. March, Osaka Univ.)

Special Lectures

Medical system of the Emperor's Government in the
era of Tokugawa Shogunate..... Tasuku Yamazaki ... (1)

Studies on the revision by the Emperor of the medical
classics in Sung period..... Tamendo Okanishi ... (13)

General Report..... (17)

The Japanese Society of Medical History

(Department of Physiology, Nihon University, School of Medicine.)

Itabashi, Tokyo, Japan.